

認定子ども氏名

令和8年2月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合)

(請求する月ごとに1枚作成します)

1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算 (幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください)

① ご利用の幼稚園から交付されている「領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書」(2月分)から、無償化の対象となる額と預かり保育の利用日数を書き写します。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 ① 円
(特定子ども・子育て支援利用料)

○預かり保育の利用日数 A 日

② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。(450円×利用日数の計算結果を記入)
450円 × 預かり保育の利用日数 A 日 = ② 円

③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します。

この領収書は、令和8年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴ってお住まいの市区町村から「施設等利用料」が無料となる場合、給付金・子育てのための施設等利用料付「支給証明」を請求する際に必要となります。請求書とは別紙で、提出も別紙の提出欄に提出してください。

令和 年 月 日

領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書
(令和 年 月分)

納入者 様
住所

利用子ども氏名

認定子ども氏名

園長 氏名
〒 市 区 丁目 番 号
代表者 氏名
〒 市 区 丁目 番 号
利用施設名

特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(無償化の対象となる施設等利用料)の金額(施設等、支給料、減額等) 円

無償化の対象となる施設等利用料(特定子ども・子育て支援利用料)の金額(施設等、支給料、減額等) 円

領収金額(①+②) 円

上記額に領収しました。なお、下記のとおり認定子ども・子育て支援法第30条の11第1項に定める特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

特定子ども・子育て支援の提供内容及び利用料

事業区分	提供日(提供日数)	開始時間	領収金額(円)
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	時 ~ 時	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業(幼稚園等で自費による子どもを預かる事業)	日 ~ 日	時 ~ 時	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	時 ~ 時	円

預かり保育分給付額 ③ 円

2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算

④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。

月額上限額 B 円 - 預かり保育分の給付額 ③ 円 = ④ 円
(上記③の額を記入)

月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11,300円と記入
施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入
(小数点以下の端数切捨て)
11,300円 × 月のうち認定を受けていた日数 日 ÷ 28日 = B 円
(例えば認定期間が18日から28日までなら11日と記入)

⑤ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。

【認可外施設、一時預かり事業】
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】
特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】
盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書(依頼者用)

活動種別の1か2に○がついている場合のみ対象

証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

合計 ⑤ 円

⑥ ④で計算した上限額と⑤の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

認可外施設等分の給付額 ⑥ 円

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分請求額 ③ 円 + 認可外保育施設等分の請求額 ⑥ 円 = 2月分請求額 円

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。(「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。)記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。



認定子ども氏名 ○○ ○○

令和8年1月分 預かり保育料の請求額計算シート(認可外保育施設併用の場合)

記載例

(請求する月ごとに1枚作成します)

1 ご利用の幼稚園の預かり保育事業を利用した分の請求額の計算

(幼稚園が預かり保育事業を実施していない場合は、下記2のみ記載してください)

幼稚園や認定こども園に在園する方で、預かり保育事業の他に認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる方向けの計算シートです。ご利用の幼稚園や認定こども園から特に指示があった場合のみ使用できます。1カ月分の利用料の計算につき1枚のシートを使用してください。

幼稚園が預かり保育を実施しておらず、認可外保育施設等のみを利用している場合は、下記2のみ記載してください。

○預かり保育の利用日数 A **17** 日

② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。(450円×利用日数の計算結果を記入)

450円 × 預かり保育の利用日数 A **17** 日 = ② **7,650** 円

③ ①、②と月額上限額11,300円(新2号認定の場合)を比較して低い額を右欄に記載します。

預かり保育分給付額 ③ **6,000** 円

2 (幼稚園以外の)認可外保育施設等を利用した分の請求額の計算

④ 認可外保育施設等の利用分の請求上限額を確認します。

月額上限額 B **11,300** 円 - 預かり保育分の上限額 ② **7,650** 円 = ④ **3,650** 円

月の初日から末日まで施設等利用給付認定を受けていた場合、B欄に11,300円と記入

施設等利用給付認定の認定期間がこの月の途中から始まっている場合やこの月の途中で終了している場合、B欄に下の計算式により日割り計算した額を記入 (小数点以下の端数切捨て)

11,300円 × 月のうち認定を受けていた日数 [] 日 ÷ 31日 = B [] 円

(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入)

⑤ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した際に交付されている以下の書類を確認し、無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)を合計します。

【認可外施設、一時預かり事業】
領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【病児保育事業】
特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書

【ファミリーサポートセンター事業】
盛岡市ファミリーサポートセンター事業活動報告書

活動種別の1か2に○がついている場合のみ対象

証明書類が複数枚発行されているときは、その月の利用分の金額を全て合計してください。

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額(特定子ども・子育て支援利用料)

合計 ⑤ **4,300** 円
認可外施設等分の給付額 ⑥ **3,650** 円

④で計算した上限額と⑤の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

3 当月分請求額の計算

上記1の「預かり保育分の請求額③」と、上記2の「認可外保育施設等分の請求額⑥」の合計額を計算します。

預かり保育分請求額 ③ **6,000** 円 + 認可外保育施設等分の請求額 ⑥ **3,650** 円 = 1月分請求額 **9,650** 円

請求する月毎の請求額の合計を施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に書き写してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。(「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。)記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。

